

平成 28 年 10 月 21 日

【 和ネット 】 御中

[権利を侵害されたと主張する者]

住所 和歌山市神前182-1

氏名（記名） ケアマネジメント株式会社

代表取締役 天野八重子

連絡先 和歌山市広瀬通丁2-13-2

大谷美都夫法律事務所

TEL 073-423-1059/FAX073-423-1051

上記代理人弁護士 大 谷 美都夫

同 大 谷 惣 一

同 馬 場 亜 紀 子

発信者情報開示請求書

貴社が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法。以下「法」といいます。) 第4条第1項に基づき、貴社が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報(以下、「発信者情報」といいます)を開示下さるよう、請求します。

なお、万一、本請求書の記載事項(添付・追加資料を含む)に虚偽の事実が含まれており、その結果貴社が発信者情報を開示された契約者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

記

貴社が管理する特定電気通信設備等		(注2)別紙1記載のとおり。
掲載された情報		請求者が運営するセラビィ神前の経済状況及び従業員待遇が悪い かのような書き込みがなされた。
侵害情報等	侵害された権利	営業妨害(不法行為)
	権利が明らかに侵害されたとする理由(注3)	請求者の経済状況及び従業員待遇について、何らの客観的根拠を示すことなく事実と異なる書き込みを行い、利用(予定)者に入居を断念させ又は退寮を決意させ、あるいは従業員に退職を決意させるような危険を生じさせ、よって請求者の業務を妨害した。
		① 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため ④ 発信者に対する削除要求のために必要であるため 5. その他(具体的にご記入ください)

開示を請求する 発信者情報 (複数選択可)	① 発信者の氏名又は名称 ② 発信者の住所 ③ 発信者の電子メールアドレス ④ 発信者が侵害情報を流通させた際の、当該発信者の IP アドレス(注5) ⑤ 侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号(注5) ⑥ 侵害情報に係る SIM カード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの(注5) ⑦ 4ないし6から侵害情報が送信された年月日及び時刻
証拠(注6)	別紙2記載のとおり
発信者に示したくない私の情報 (複数選択可) (注7)	1. 氏名(個人の場合に限る) 2. 「権利が明らかに侵害されたとする理由」欄記載事項 3. 添付した証拠

(注1) 原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。

(注2) URL を明示してください。ただし、経由プロバイダ等に関する請求においては、IP アドレス等、発信者の特定に資する情報を明示してください。

(注3) 著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な権利者であることを証明する資料を添付してください。

(注4) 法第4条第3項により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為は禁じられています。

(注5) IP アドレス、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号及び SIM カード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものについては、特定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(注6) 証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の2部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合(注7参照)には、発信者に対して示してもよい証拠一式を意見照会用として添付してください。

(注7) 請求者の氏名(法人の場合はその名称)、「管理する電気通信設備」、「掲載された情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けるべき正当理由」、「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠について、発信者に示してほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、その旨明示してください。なお、連絡先については原則として発信者に示すことはありません。

ただし、請求者の氏名に関しては、発信者に示さなくとも発信者により推知されることがあります。

以上